

空 調 夏 期 契 約 (選 択 約 款)

令和元年10月1日実施



長野都市ガス株式会社

目 次

1. 目的
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結
6. 契約の開始日
7. 使用量の算定
8. 料金
9. 料金の支払方法
10. 延滞利息
11. 名義の変更
12. 契約の変更または解約
13. その他

付 則

1. 実施の期日
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

別 表

1. 料金の算定方法
2. 料金表（その他期）
3. 料金表（冬期）
4. 調整単位料金の適用基準

1. 目的

この選択約款は、夏期の空調分野におけるガス利用の拡大により負荷調整を推進しつつ当社の受入れおよび供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、この空調夏期契約（以下「この選択約款」といいます。）を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項等を記載します。

(4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他この選択約款で定める供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(5) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用（冷房を目的とするもの）または冷却用の熱源機をいいます。

(2) 「機器定格流量」とは、空調機器の冷房時全定格入力（キロワット）に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除し、小数点以下を切り捨てたものをいいます。ただし、

その計算の結果が1立方メートル未満の場合には1立方メートルといたします。

(3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 空調機器（排熱を利用する給湯等の付加機能を有する機器を含む。）を使用すること。
- (2) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター（以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。
- (3) 当社が（1）から（2）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、あらかじめこの選択約款を承諾のうえ、契約開始の日（以下「契約開始日」といいます。）および機器定格流量を定めたうえで、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 当社は、この選択約款にもとづく契約を解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経

過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約の開始日

この選択約款にもとづく契約の開始は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からいたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日からいたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みによりその使用量を算定いたします。

8. 料金

（１）当社は、別表２および３の料金表を適用して、７の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

— 単位料金の調整 —

（２）当社は、毎月、（３）②により算定した平均原料価格が（３）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.071 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.071 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（３）（２）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）３９，５６０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当

たり LNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)
およびトンあたり LPG 平均価格(算定の結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位
といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した
金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9771 \\ &+ \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0474 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金
額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(4) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合
は、その端数を切り捨てます。

(5) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日までにお支払いいた
します。

9. 料金の支払方法

(1) ガスをご使用になるお客さまは、料金(10の規定による延滞利息を含
みます。(2)において同じ。)を毎月お支払いいただきます。

(2) 料金は、(3)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によ
りお支払いいただきます。

(3) 一般ガス供給約款 37(1)①および②に規定する料金または延滞利息
は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

10. 延滞利息

(1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、
当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申
し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合
により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場
合には延滞利息は申し受けません。

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの
日数×0.0274%（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表1のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(1)、もしくは2(5)によりこの選択約款が変更された場合は、契約中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

(3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。

(4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は令和元年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年11月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を8パーセントとし、本選択約款付則に定める料金表により算定いたします。

料金表（その他期）

（１）適用区分

①料金表 A

使用量が 0 立方メートルから 1, 385 立方メートルまでの場合に適用いたします。

②料金表 B

使用量が 1, 385 立方メートルをこえ、3, 400 立方メートルまでの場合に適用いたします。

③料金表 C

使用量が 3, 400 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

（２）料金表

①料金表 A

a. 定額基本料金

1 か月につき	1, 944. 00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	---------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 323. 71 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	74. 87 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

②料金表 B

a. 定額基本料金

1 か月につき	11, 891. 88 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 3 2 3. 7 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	6 7. 6 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

③料金表 C

a. 定額基本料金

1 か月につき	5 0, 7 6 3. 2 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	--------------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 3 2 3. 7 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	5 6. 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

料金表（冬期）

（1）適用区分

①料金表 A

使用量が 0 立方メートルから 2 5 立方メートルまでの場合に適用いた

します。

②料金表 B

使用量が 2 5 立方メートルをこえ、7 6 立方メートルまでの場合に適用いたします。

③料金表 C

使用量が 7 6 立方メートルをこえ、5 1 2 立方メートルまでの場合に適用いたします。

④料金表 D

使用量が 5 1 2 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A

a. 基本料金

1 か月につき	7 4 5 . 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 8 . 7 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

②料金表 B

a. 基本料金

1 か月につき	9 6 5 . 2 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 9 . 9 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

③料金表 C

a. 基本料金

1 か月につき	1, 4 8 3. 6 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 3. 2 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

④料金表 D

a. 基本料金

1 か月につき	7, 1 0 0. 7 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 2. 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。ただし、8 の規定における消費税率は 8 パーセントといたします。

別 表

1. 料金算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

①「料金表（その他期）」は、料金算定期間の末日が5月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②「料金表（冬期）」は、料金算定期間の末日が1月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) その他期の基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。

流量基本料金は流量基本料金単価に機器定格流量を乗じた額といたします。

(4) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

①その他期

料金

= 定額基本料金

+ 流量基本料金単価 × 機器定格流量 + 従量料金

②冬期

料金 = 基本料金 + 従量料金

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

2. 料金表（その他期）

(1) 適用区分

①料金表 A

使用量が0立方メートルから1,385立方メートルまでの場合に適用いたします。

②料金表 B

使用量が1,385立方メートルをこえ、3,400立方メートルまでの場合に適用いたします。

③料金表 C

使用量が3,400立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A

a. 定額基本料金

1 か月につき	1, 980. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	--------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 348. 22円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	76. 25円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表 B

a. 定額基本料金

1 か月につき	12, 112. 10円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	---------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 348. 22円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	68. 94円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表 C

a. 定額基本料金

1 か月につき	5 1, 7 0 0. 6 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	--------------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 3 4 8. 2 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------------

c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	5 7. 3 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

d. 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表（冬期）

（1）適用区分

①料金表 A

使用量が 0 立方メートルから 2 5 立方メートルまでの場合に適用いたします。

②料金表 B

使用量が 2 5 立方メートルをこえ、7 6 立方メートルまでの場合に適用いたします。

③料金表 C

使用量が 7 6 立方メートルをこえ、5 1 2 立方メートルまでの場合に適用いたします。

④料金表 D

使用量が 5 1 2 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

（2）料金表

①料金表 A

a. 基本料金

1 か月につき	7 5 9 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 1 . 1 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表 B

a. 基本料金

1 か月につき	9 8 3 . 0 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 2 . 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表 C

a. 基本料金

1 か月につき	1 , 5 1 1 . 0 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	--------------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 5 . 3 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表 D

a. 基本料金

1 か月につき	7, 2 3 2. 2 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 4. 1 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 調整単位料金の適用基準

- (1) 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 3 1 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 1 0 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (2) 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 2 8 日（うるう年は 2 月 2 9 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 1 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 3 1 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 1 0 月から 1 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 3 0 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 1 1 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 3 1 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 1 2 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (6) 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 3 0 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (7) 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 3 1 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (8) 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 3 1 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (9) 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 3 0 日に属する料金算定期間の料金の算定に

あたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (10) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。